

第2次鴨川市総合計画

第2次鴨川市基本構想・鴨川市第3次5か年計画

《概要版》

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～



平成28年3月

ごあいさつ



鴨川市長 長谷川 孝夫

このたび、本市のまちづくりの新たな指針となる「第2次鴨川市総合計画」として、「第2次鴨川市基本構想」及びこれに基づく「鴨川市第3次5か年計画」を策定しました。

これまで本市は、平成18年3月に定めた第1次鴨川市基本構想で掲げた「自然と歴史を活かした観光・交流都市—みんなで創る光り輝くふるさとをめざして—」の実現に向けて着実に取り組んできました。この間、人口減少はもとより、本格的な超高齢化時代の到来や、大災害を端緒とする危機管理のパラダイムの変化など、本市を取り巻く社会環境は大きな転換期を迎えています。

新総合計画の策定に当たりましては、これらが導く諸課題へ対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けた道筋を明らかにするべく、市民アンケートや地区別懇談会、市民まちづくり会議、中学生まちづくり議会など多岐にわたる手法により、多くの市民・関係者の皆様のお声を伺ってきました。

こうして決めました新たな基本構想では、「交流」・「元気」・「環境」・「協働」・「安心」の5つを基本理念とするとともに、将来都市像を「活力あふれる健やか交流のまち鴨川～みんなが集い守り育む 安らぎのふるさと～」と設定することといたしました。

また、この基本構想に基づく新5か年計画におきましては、人口の維持や雇用の確保といった、本市が直面する最重要課題への対応を図るため、まち・ひと・しごと創生法に基づく「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体性を確保し、これを強力に推進することとしています。加えて、この計画期間中には、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が控えておりますことから、これを奇貨として、関連合宿の誘致や、この受入環境の整備等、必要な取組みを重点的に進めるとともに、広く観光振興や地域の活性化にも結びつけていくこととしております。

今後、新たな将来都市像の実現に向けて、市民の皆様一人ひとりと手を携え、さらには産学民官が一体となった「オール鴨川」体制により、計画の推進に鋭意取り組んでまいります。

そして、「誰もが住んでみたい・ずっと住み続けたい」と感じることが出来る鴨川市を目指し、実直に歩みを進めてまいりますので、皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして貴重なご意見やご提言を賜りました、総合計画審議会委員の皆様、鴨川市議会、そして市民の皆様と関係各位に心から御礼を申し上げます。

平成28年3月



第2次鴨川市総合計画の策定にあたって

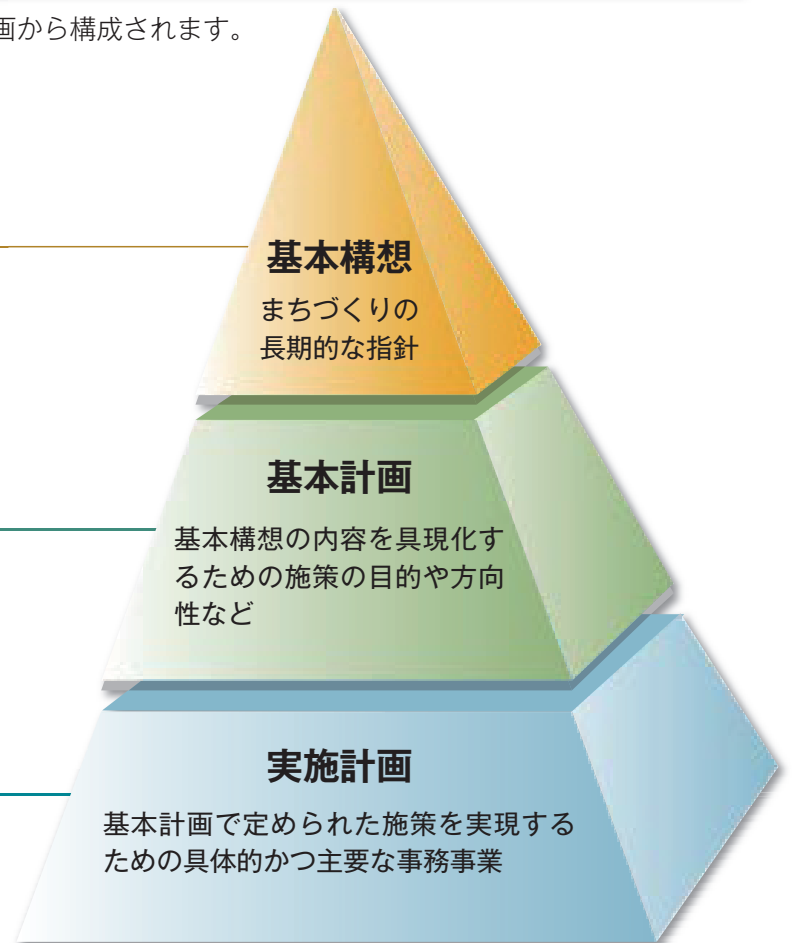
1 構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。

○まちづくりの長期的な指針として、本市が目指す将来都市像、まちづくりの基本的な方針、土地利用に関する基本的な方針、その他まちづくりに関する基本的な事項を定めます。

○基本構想に示す将来都市像や基本方針を具現化するために必要な施策について、政策分野別の現状と課題、各施策の目的や方向性などを体系的に定めます。

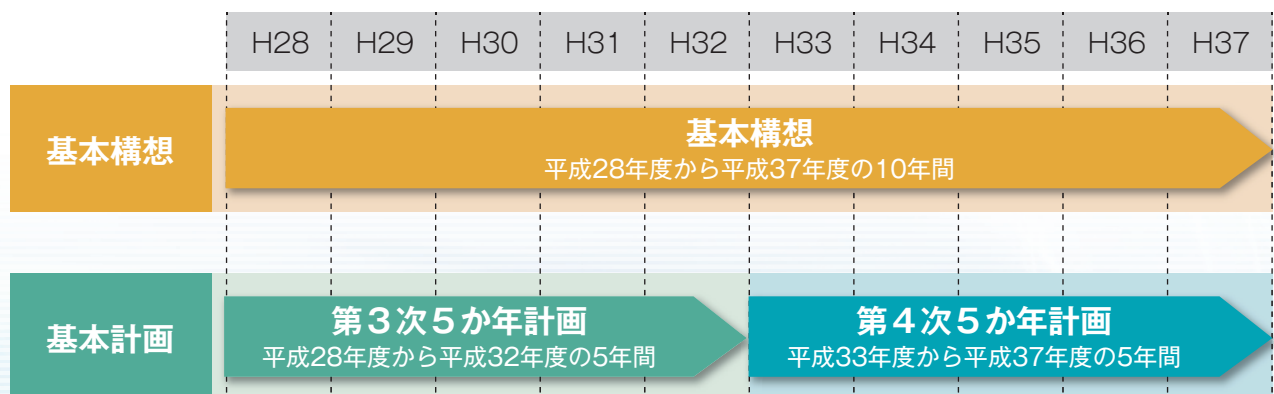
○基本計画で定められた施策を実現するための具体的かつ主要な事務事業を定めます。



2 期間

基本構想の期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画は、基本構想の計画期間である10年を、前後半の各5年間に分けて定めるものとします。



なお、基本計画に基づいて実施する事業等の詳細な内容については、各基本計画の計画期間を2次に分けて定める実施計画に委ねるものとします。

第2次鴨川市基本構想

1 まちづくりの基本理念

本市が推進するまちづくりの全分野にわたる基本理念を次のとおり定めます。

- | | |
|------|--|
| 基本理念 | 1 「交流」のまちづくり |
| | 多くの人々が集う、交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。 |
| 基本理念 | 2 「元気」のまちづくり |
| | 地域全体が活力にあふれ、住む人も訪れる人も元気になる、住んでみたい、ずっと住み続けたいまちづくりを進めます。 |
| 基本理念 | 3 「環境」のまちづくり |
| | 豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した、持続的に発展可能なまちづくりを進めます。 |
| 基本理念 | 4 「協働」のまちづくり |
| | 産学民官の連携による協働のまちづくり・ひとづくりのもと、みんなが主役のまちづくりを進めます。 |
| 基本理念 | 5 「安心」のまちづくり |
| | 市民一人ひとりが安全で健やかに、生涯を通して安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。 |

2 将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

本市は、温暖な気候と豊かな自然環境、新鮮で豊富な食材に代表される貴重な自然資源はもとより、全国レベルの集客力を持つ観光・宿泊施設、充実した医療・福祉・スポーツ環境や特色ある保育・教育環境など、まちづくりの基盤となる地域資源を多数有しています。

これらの資源を、次の世代へと大切に引き継ぎ、最大限に活かしていくことにより、市民の安心・安全で健やかな暮らしを根幹とした、将来にわたって活力にあふれ、継続的な発展が可能となるまちづくりを進めます。

その過程においては、本市に関わる全ての人々の交流と協働をまちづくりの大きな推進力とし、市民一人ひとりがふるさと鴨川に誇りと愛着をもち、誰もが何度も訪れたい「安らぎのふるさと」をみんなで育てていきます。

このような思いから、鴨川市の目指す姿、まちづくりの象徴として、「活力あふれる健やか交流のまち鴨川 ～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～」を本市の将来都市像として設定します。

3 将来人口

本市の人口は、長期間にわたり一貫して減少していますが、この傾向は今後も継続すると推定されます。平成37年時点では、総人口が31,400人程度となり、年齢別では、年少人口と生産年齢人口は、人口・構成割合ともに減少となる一方、老年人口は、人口増のピークこそ超えるものの、構成割合は一貫して増加し37%を超えると推定されます。

一方、世帯数は今後も増加の傾向が続き、平成37年時点で約14,800世帯となり、これに伴って1世帯当たり人数は2.1人に減少することが推定されます。

また、就業人口については、総人口の減少や産業構造の変化などを要因として、第1次産業、第2次産業から第3次産業へとシフトしていく傾向が今後も継続すると推定されます。平成22年国勢調査の結果と平成37年時点での比較では、第1次産業が1,869人(10.9%)から990人(6.7%)、第2次産業が2,428人(14.2%)から1,389人(9.4%)、第3次産業が12,824人(74.9%)から12,395人(83.9%)になると推定されます。

これら推計を踏まえ、目標人口については、平成52年(2040年)において約32,000人を確保することを基本として、平成37年時点における人口等を次のとおり設定するものとします。

なお、この場合において、就業率は平成22年時点との比較で約5%増の60.0%を目指すものとし、就業人口に占める各産業の割合については、推計結果に準じて設定するものとします。

平成37年の推計人口及び目標人口等

(単位：人、世帯、人/世帯)

区分	平成22年		平成37年(推計)		平成37年(目標)	
	数値	構成比	数値	構成比	数値	構成比
人口	35,766	100.0%	31,423	100.0%	33,036	100.0%
年少人口(14歳以下)	3,929	11.0%	3,174	10.1%	3,847	11.6%
生産年齢人口(15～64歳)	20,221	56.6%	16,331	52.0%	17,166	52.0%
老年人口(65歳以上)	11,567	32.4%	11,918	37.9%	12,023	36.4%
世帯数	14,361	—	14,803	—	15,562	—
1世帯当たり人数	2.5	—	2.1	—	2.1	—
就業人口	17,340	100.0%	14,774	100.0%	17,513	100.0%
第1次産業	1,869	10.9%	990	6.7%	1,174	6.7%
第2次産業	2,428	14.2%	1,389	9.4%	1,646	9.4%
第3次産業	12,824	74.9%	12,395	83.9%	14,693	83.9%
就業率	54.5%	—	52.3%	—	60.0%	—

※平成22年は国勢調査の結果であり、人口総数は年齢不詳者、就業人口総数は就業先不詳者を含んでいます。

※推計値は、平成22年国勢調査の結果を基準とし、コーホート要因法または指数回帰によるトレンド推計を用いています。

4 土地利用構想

1 土地利用の基本方針

本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、本市の土地利用の基本方針を以下のとおり定めます。

- 総合的かつ計画的な土地利用に向けた適切な誘導施策の推進
- 自然環境の多面的機能の確保に配慮した保全と活用
- 歴史・文化と風土を尊重した魅力ある景観の保全と活用
- 安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- 地域特性を最大限に活かした既存産業の育成と新たな産業基盤の整備
- 魅力的で利便性の高い都市空間・居住空間の形成
- 幅広い交流と快適な生活を支える交通基盤の整備

2 将来都市構造

本市の将来都市構造は、人々が集い、憩い、活動する場となる「拠点」、人や物の主要な動線を示す「軸」、そして、同じ特性を持った土地利用が連続して広がる範囲を示す「ゾーン」の3つの要素に分類して設定します。

都市骨格軸

広域的な交流を支える本市の骨格となる動線

広域連携軸

都市機能をつなぎ合わせる市内の主要動線

市街地ゾーン

安全・安心に住み続けることのできる質の高い市街地

田園ゾーン

既存集落の維持・活性化に資する農業生産の場

自然環境ゾーン

防災や環境保全等の機能を有する自然環境が広がるエリア

都市拠点

都市機能の集積を図るエリア

地域拠点

市民生活の中核を担うエリア



5 施策の大綱

施策の大綱は、本市のまちづくりの基本理念に基づき、将来都市像の実現を図るため、政策分野ごとに、その取り組むべき方向性を定めるものです。

基本方針 1

快適で暮らしやすい交流拠点のまち

- | | |
|-------------|--------------|
| 1-1 市街地の整備 | 1-4 公共交通網の充実 |
| 1-2 居住環境の充実 | 1-5 上下水道の整備 |
| 1-3 道路網の整備 | |

基本方針 2

環境と調和した安心・安全のまち

- | | |
|---------------|------------------|
| 2-1 環境施策の推進 | 2-4 消防・防災対策の充実 |
| 2-2 公園・緑地の整備 | 2-5 交通安全・防犯対策の充実 |
| 2-3 環境衛生対策の充実 | 2-6 消費者対策の充実 |

基本方針 3

活気あふれ人が集う産業のまち

- | | |
|------------|----------------|
| 3-1 農林業の振興 | 3-4 観光・リゾートの振興 |
| 3-2 水産業の振興 | 3-5 医療・福祉産業の振興 |
| 3-3 商工業の振興 | 3-6 雇用対策の推進 |

基本方針 4

ともに学び未来を育む教育文化のまち

- | | |
|--------------|-------------------|
| 4-1 学校教育の充実 | 4-4 文化の振興 |
| 4-2 生涯学習の充実 | 4-5 スポーツの振興 |
| 4-3 青少年の健全育成 | 4-6 国際交流・地域間交流の推進 |

基本方針 5

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

- | | |
|--------------|--------------|
| 5-1 保健・医療の充実 | 5-4 高齢者施策の充実 |
| 5-2 地域福祉の充実 | 5-5 障害者施策の充実 |
| 5-3 子育て支援の充実 | 5-6 社会保障の充実 |

基本方針 6

みんなが主役となる協働・自立のまち

- | |
|----------------------------|
| 6-1 地域コミュニティの維持・強化の促進 |
| 6-2 多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進 |
| 6-3 男女共同参画社会の形成 |
| 6-4 効率的な自治体経営の推進 |

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
 ～みんなが集い守り育む安らぎのふるさと～

鴨川市第3次5か年計画

1 総論

1 計画策定の趣旨

第2次鴨川市基本構想に示す将来都市像やまちづくりの目標を具現化するため、今後5年間に実施する施策及び事業等を体系的に示すとともに、主要な課題を明らかにし、重点的に実施すべき事業等を示すため、この計画を策定するものとします。

2 財政の見通し

計画期間を通して健全な財政運営に努めることを基本とし、5年間にわたる財政収支を以下の表のとおり見通します。

区分	額
地方税	21,031
地方交付税	22,708
国庫支出金	9,363
県支出金	3,957
地方債	7,804
その他	11,714
合計	76,577

区分	額
人件費	17,377
扶助費	11,890
公債費	9,073
投資的経費	11,001
その他	27,236
合計	76,577

3 計画の管理

この基本計画及び実施計画に位置付けた施策・事業については、PDCAサイクルの考え方に基づき進行管理を行います。

具体的には、基本計画【Plan (計画)】に位置付け推進している施策【Do (実行)】に対して、計画期間の最終年度における評価指標の達成状況を把握・検証【Check (評価・検証)】し、次期基本計画を策定する際に施策の見直し・改善【Action (見直し)】を図るとともに、実施計画【Plan (計画)】に位置付け実施をしている事業【Do (実行)】に対しては、毎年、活動指標に対する達成状況を把握し、これを検証【Check (評価・検証)】した上で、この検証結果に基づいて、次期実施計画を策定する際に事務事業の見直し・改善【Action (見直し)】を図ることとします。また、検証の結果は公表して市民への周知を図ります。

なお、実施状況の検証結果や社会経済情勢の急激な変化等によって基本計画等の内容に変更を加える必要が生じた場合は、計画期間中であっても、所要の改訂を行うものとします。

2 重点戦略

この重点戦略は、人口減少や雇用の場の不足の克服といった本市の最重要課題への対策を図るため設定するもので、本基本計画における組織横断的な取り組みとして、目的を同じくする「鴨川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進します。

鴨川市人口ビジョンにおける人口の将来推計及び人口減少に伴い生ずる事象、影響等の分析を広く市民の共通認識とし、また、目指すべき将来の方向を前提として、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」の活力を創造することを基本認識とします。

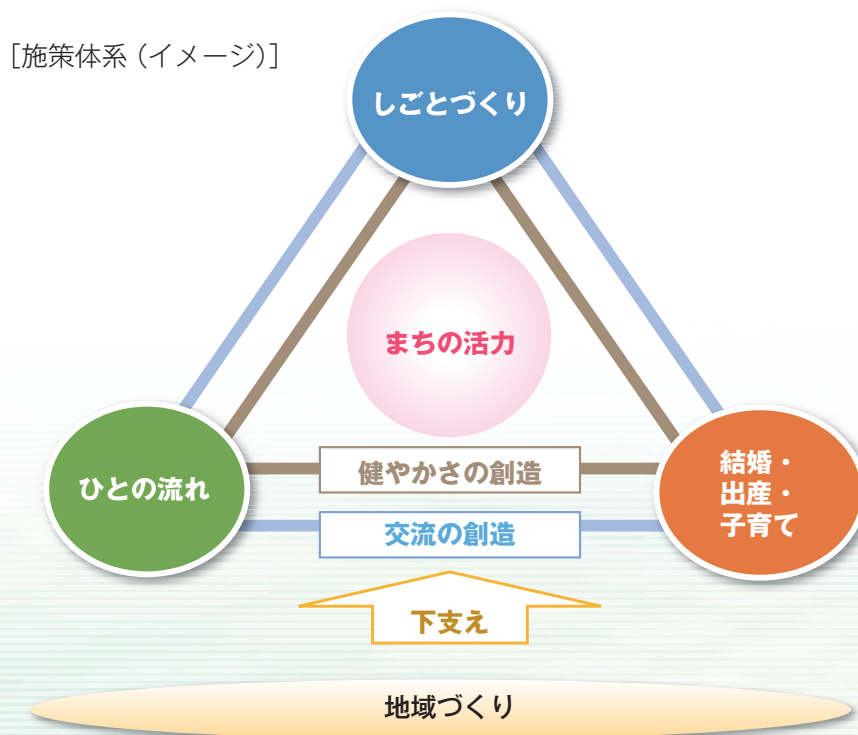
目指すべき将来の方向

- 移住・定住の促進
- 若い世代の結婚・子育て等に関する希望の実現
- 時代にあった地域づくりの推進

このため、地域の特色や地域資源を活かした施策を展開するとともに、特に、充実した保健・医療・福祉環境と観光資源の集積とを本市の強みとして認識し、この強みを活かして「健やかさ」と「交流」にあふれる鴨川市を創造するための施策の重点的な実施を図るものとします。

重点戦略の構成

この重点戦略は、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て、地域づくりの4つを戦略の柱とし、この柱に即した基本目標と施策の方向、重点的に推進すべき横断的な施策と基本的な施策とで構成します。



1 しごとづくり ～鴨川市での安定した雇用を創出する

(1) 基本目標

項目	目標値(平成32年度)
雇用創出数(累計)	300人
人口に占める就業者の割合(15歳以上)	5%増(平成22年 54.5%)
市内企業の付加価値額	720百万円増(平成24年 41,645百万円)

(2) 施策の方向

就労時期を迎えた若者たちが、この地域で安定した「しごと」に就くことができること、また、田舎暮らしを志向する人々が移住をした際に、生業として就ける「しごと」があること、そして若者たちが、結婚、出産、子育てといった希望を実現させるためにも、その基盤として、安定した雇用、収入が得られるとともに、ゆとりのある生活環境を創造できることが重要です。

このため、本市が首都圏に近く、県内でも有数の観光地であること、加えて全国レベルの医療機関を中心とした医療、福祉施設が集積し、こうした産業分野へ人材を輩出する教育機関、すなわち、城西国際大学観光学部、亀田医療大学、亀田医療技術専門学校が立地し、県立長狭高校においては医療福祉コースが設置されていることを本市の稀有な強みと認識し、こうした産業自体の強化に向けた取組みを進めるとともに、様々な分野の産業にこれらの効果を波及させ、市内産業全般の底上げを図ることにより、本市全般の「しごと」づくりと充実した労働環境の創出を目指します。

また、農林水産業については、農商工連携や6次産業化、ブランド化のほか、農地の集積や後継者の確保のための取組みを進めます。

さらに、産業競争力の強化を図るため、交通アクセスの整備を進めるとともに、富を集積し、域内の循環を促進するため、エネルギーを含む地産地消などの戦略的な取組みを進めます。

そして、新たなひとの流れを生み出すことにより、そこから派生する地域消費の押し上げや雇用の創出など、新たな産業の育成、誘致による、しごとづくりを進めます。

(3) 重点施策

重点施策①：健康福祉産業の拡大

展開の方向1 メディカル・ヘルスツーリズムの創出

展開の方向2 地域食材を活用した健康産業の創出

展開の方向3 医療・福祉関連産業の振興

展開の方向4 医療・福祉人材の育成

重点施策②：農林水産・商工・観光業の連携促進

展開の方向1 地元ブランド・商品開発

展開の方向2 魅力ある体験型観光メニューの開発

展開の方向3 交流拠点のにぎわいづくり

(4) 基本的な施策

① 地域の強みを活かした“しごと”づくりと、充実した労働環境の創出

- 企業立地等の促進
- 医療・福祉関連施設整備の促進
- 中小企業等の経営支援及び起業環境の整備
- 雇用対策の強化

② 農商工連携等による農林水産業の振興と後継者の確保

- 農商工連携の促進／農林水産物の高付加価値化と販売促進
- 耕畜連携の促進
- 後継者の育成・確保
- 有害鳥獣対策の強化

③ 交通アクセスの整備

- 国・県道の整備促進
- 幹線市道の整備
- 鉄道及び高速バスの利便性向上の促進
- パーク・アンド・ライド環境の整備

④ 富の集積と域内循環のための戦略的な施策の展開

- ふるさと納税の推進
- 自立分散型エネルギーの導入の促進

⑤ 新たな産業の育成、誘致

- 新たな産業の育成、誘致

2 ひとの流れ ～鴨川市への大きな人の流れを創る

(1) 基本目標

項目	目標値(平成32年度)
転入者数	300人累増
転出者数	200人累減
観光入込客数(重点戦略分)	280千人増

(2) 施策の方向

本市への移住・定住を促進するため、定年帰農やU・J・Iターンを促進する「ふるさと回帰支援センター」や就業支援を行う「ふるさとハローワーク」を通じ、移住希望者向けの情報提供を進めるとともに、転入者の住宅取得などを支援します。

また、本市周辺地域における看護師を確保するための修学資金貸付制度の運用を行うとともに、大学等教育機関及び地元企業等との連携強化を促進し、地域を支える人材の育成・確保、定着を図ります。

さらに、本市の豊かな自然環境や充実した医療・福祉環境を活かし、東京圏や近隣を含めた高齢者の移住環境を整備することにより、健康な時から介護・医療が必要となった時にも移転することなく安心して暮らし続けることができるシニア・コミュニティ、「日本版CCRC」について、鴨川版の構想を検討し、元気な高齢者の移住を促進します。

観光・交流については、鴨川ならではの旅行商品の造成・販売を行うため、地域と旅行者や旅行会社などの市場をつなぎ、観光面におけるワンストップの総合窓口としての機能を担う事業者である「鴨川市観光プラットフォーム推進協議会」を本市の観光振興に向けての中核的な組織として位置付け、情報戦略の3つの柱(商品造成、販売促進、メディア)により誘客を促進するとともに、本市を訪れたお客様の域内消費の拡大に向けた仕組みづくり、観光宣伝、プロモーション活動を通じた地域イメージの確立、ブランド化を図ります。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係る合宿誘致などを契機としたスポーツツーリズムや、全国レベルの医療クラスターを背景とした医療観光の推進、そして、前原・横渚海岸を中心とした海浜エリアの再整備の検討など、新たな観光交流資源の創出や、地域産業の振興に向けた取組みを進めます。

(3) 重点施策

重点施策①：高齢者の移住促進 (鴨川版CCRC構想の推進)

展開の方向1 鴨川版CCRC構想等の策定

展開の方向2 高齢者の移住・居住支援

展開の方向3 健康づくり、生涯学習活動等の促進

展開の方向4 就労の支援

重点施策②：観光プラットフォームの機能強化 (鴨川版DMOの形成)

展開の方向1 ブランディング・プロモーション活動の支援

展開の方向2 多様なツーリズムの展開と観光地域づくりの促進

(4) 基本的な施策

① U・J・Iターンの促進

- ふるさと回帰の促進
- 住宅取得等の支援

② 大学等教育機関及び地元企業等との連携による地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進

- 市内大学への進学への促進
- 地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進
- 医療・福祉人材の育成・確保

③ 元気な高齢者の移住促進

- 鴨川版CCRC構想の推進

④ 産学民官が一体となった戦略的・国際的な観光交流の促進

- 戦略・機能的な推進・マネジメント体制の整備(観光プラットフォーム組織の機能強化(鴨川版DMOの形成))
- 国際的な観光交流の促進
- 広域連携による観光誘客の推進

⑤ 新たな観光交流の創出

- スポーツツーリズム
- メディカル・ヘルスツーリズム
- 新たな観光・交流資源の整備

3 結婚・出産・子育て ～次代を担う健やかな子どもたちを育む

(1) 基本目標

項目	目標値(平成32年度)
合計特殊出生率	1.50
結婚希望実績指標	80%
次に掲げるまちづくりアンケート調査の結果	
・保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合	50% (平成25年度 19.1%)
・子育て支援施策の促進に満足する市民の割合	30% (平成25年度 16.3%)
・若年代(10～40代)の定住意向	80% (平成25年度 70.8%)

(2) 施策の方向

結婚し、子どもを生み育てようとする若い世代の希望を実現するため、婚活を支援する取組みを進めるとともに、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。

また、多子世帯への支援や医療費負担の軽減などを通じて子育て世帯の経済的安定を図るとともに、民間事業者による認定子ども園等の整備を支援し、子ども・子育て支援環境の整備を加速度的に進めます。

さらに、幼保一元化、学童保育の実施に伴う就学児童の保育環境の充実や、学校教育における小中一貫校の設置、放課後子ども教室(土曜スクール)の推進など、特色ある教育環境を大きな強みと認識し、引き続き、その充実ときめ細やかな対応を図るとともに、地域に愛着を持てる教育の推進などに取り組みます。

(3) 重点施策

重点施策①：子育てのトータルサポート

展開の方向1 子育て総合相談窓口の設置

展開の方向2 産前・産後ケア

展開の方向3 在宅子育て支援

展開の方向4 地域子育て支援

重点施策②：鴨川の未来創生(人財育成)

展開の方向1 特色ある教育の推進

展開の方向2 地場産業や歴史・文化を活用したふるさと教育の推進

(4) 基本的な施策

① 婚活、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 婚活の支援
- 妊娠・出産・子育ての支援

② 子ども・子育て支援環境の整備充実

- 子ども・子育て支援環境の整備充実
- 男女共同参画に関する市民啓発の推進

③ 子育てに係る経済的負担の軽減

- 出産祝金の支給
- 子ども医療費の助成

④ 特色ある教育の推進

- 新たな幼保一元化の推進
- 小中一貫教育の推進
- 英語教育の充実
- 情報化に対応した教育の充実
- 大学との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実

⑤ 郷土への誇りと愛着の醸成(ふるさと教育の推進)

- 学校・地域との連携
- 地域学習・ボランティア活動の支援
- 文化財保護活動の支援

4 地域づくり ～持続可能な地域社会を構築する

(1) 基本目標

項目	目標値(平成32年度)
平均寿命	延伸 (平成22年 男性79.7歳、女性85.8歳)
健康寿命	延伸 (平成23年 65歳の平均自立期間 男性17.20歳、女性20.14歳)
地区コミュニティ施設の充実や地域活動の促進に満足する市民の割合(まちづくりアンケート調査)	40% (平成25年度 19.1%)

(2) 施策の方向

安心して暮らせる地域コミュニティを維持・再生するため、移住者を含め、若い世代や元気な高齢者、市民活動団体が連携し、地域でささえあう体制づくりを促進します。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の合宿誘致などを契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを加速するとともに、市民がライフステージに応じてスポーツを楽しむ、充実した医療環境のもとで健康づくりに取り組むことのできる環境の整備を進めます。

さらに、高齢者が住みなれた地域で安心して持続的に暮らすことができるよう、介護予防や生活支援等のサービスが在宅医療・介護サービスとして提供される在宅医療拠点の形成のための体制を構築するなど、地域包括ケアの充実に向けた取組みを進めます。

そして、人口の減少等の動向に対応し、交通ネットワークの再編を進めるとともに、公共施設及びインフラ資産等の最適化を図るため、公共施設等の適切な維持管理を計画的に進めます。

特に、学校の統廃合等によって生じた学校跡地等遊休施設については、全市的なまちづくり及び地域活性化の観点から有効に活用していくため、新たに生じる行政需要への対応など、多様化、高度化する市民ニーズ、将来のまちづくりへの備えなどを考慮し、将来を見通した活用を進めます。

(3) 基本的な施策

① 安心して暮らすことができる地域コミュニティの維持・再生

- 防災対策の強化
- 自治組織の維持・確保
- 地域を支える人材の育成・確保、地元定着の促進(再掲)
- 市民提案によるまちづくりの支援

② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の合宿誘致などを契機としたユニバーサルデザインによるまちづくり

- バリアフリーのまちづくりの推進

③ ライフステージに応じた健康づくりの促進

- 自主的な健康づくりの促進
- スポーツ施設の整備充実
- 介護予防の推進(高齢者の社会参加の促進)

④ 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境づくり(地域包括ケアの充実)

- 生活交通の充実
- 総合相談体制の充実
- 在宅医療・介護の連携の促進
- ひとり暮らし高齢者等の支援
- 見守りネットワークの形成

⑤ ファシリティマネジメントの強化

- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 学校跡地等遊休施設の活用
- 空き家対策の推進
- 市立国保病院のあり方の検討

3 各論

1 快適で暮らしやすい交流拠点のまち

市街地の整備

地域の特性を活かし、景観にも配慮した市街地の再生と創出に向け、都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地整備を推進します。そのため、都市計画区域の再編や用途地域の見直しに向け、必要となる検討を進めます。

また、安房鴨川駅については、西口広場に設置された関係設備の更新を進め、より利便性と安全性の高い空間の形成を進めます。

加えて、太海望洋の丘における大学関連教育研究施設の更なる拡充を促進し、若者が学び、交流する魅力的な市街地の整備を図ります。

- 良好な市街地環境の形成
- 鉄道駅周辺環境の整備
- 特定建築物の耐震化の促進
- 太海望洋の丘の拠点機能の充実

居住環境の充実

安全で快適な居住環境の形成のため、市街地における狭あい道路の拡幅整備を継続的に進めるとともに、民間による宅地開発等の適切な指導を行い、良好な住宅地の誘導を図ります。

また、良質な住宅ストックの形成を図るとともに、これを定住の促進へと結び付けていくため、既存住宅の耐震化等のための改修や転入者の新築住宅取得に助成を行います。

市営住宅については、市営住宅長寿化計画に基づき、計画的な維持管理に努めるとともに、高齢者に配慮した居住空間の確保に努めます。

- 快適な居住環境の実現
- 安全で快適な住まいづくりの促進
- 市営住宅の維持管理

道路網の整備

広域的な交通ネットワークと、より快適で利便性・安全性の高い道路網の形成を図るため、県との適切な役割分担と連携のもと、市道（幹線道路・生活道路）の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、市民の生命を守り、より信頼性の高い道路交通を確保するため、橋梁や舗装、法面等の法定点検と計画的な修繕を進めます。

- 一般市道等の整備
- 幹線道路の整備

公共交通網の充実

地域公共交通網形成計画に基づき、民・官の間における機能分担の明確化と連携の強化を図ることを基本として、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成していくための取り組みを進めます。

必要に応じて、沿線自治体等との連携を図り、民間事業者に対して各運行路線の利便性の向上を働きかけていくとともに、コミュニティバスをはじめとする市営サービスのより効果的な運用について継続的に研究を進め、市内公共交通網の更なる拡充を図ります。

また、利用者数の減少傾向を改善し、公共交通のサービス水準を下支えするため、地域ぐるみで利用促進に取り組むとともに、鉄道・高速バスをはじめとする幹線交通の乗換拠点における環境整備について検討を進めるなど、自家用車と公共交通が賢く使い分けられる環境の導出に努めます。

- 幹線交通の充実
- 生活交通の維持確保
- 地域公共交通網の維持確保・充実

上下水道の整備

安全・安心な水を将来にわたって安定的に供給できるよう、水需要の予測を踏まえ、水道事業の健全性を維持しつつ、水道施設の整備と維持管理並びに老朽化が進んでいる施設・設備の更新を計画的に実施します。

また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保のため、生活排水対策として、合併処理浄化槽への転換を継続的に促進します。

さらに、市街地における浸水被害の解消を目指し、排水路等の適切な設置による雨水等処理機能の維持・向上を図ります。

- 安全で良質な水の安定供給
- 専用水道等の安全確保
- 下水処理機能の充実

2 環境と調和した安心・安全のまち

環境施策の推進

環境基本計画に基づき、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができ、持続的発展が可能な社会を構築していくことを基本として、地球温暖化対策の推進、大気・水質をはじめとする生活環境の保全、豊かな自然環境や景観の保護・保全などに関する取組みを進めていきます。

また、環境美化に関する意識啓発等にも積極的に取り組み、地域の環境保全に関して、市民、事業者、行政が連携しながら施策を推進します。

- 環境施策全般の総合的な推進
- 地球温暖化対策の推進
- 生活環境の保全施策の推進
- 自然環境・景観の保護・保全施策の推進
- 環境美化に関する啓発活動等の推進

公園・緑地の整備

生活の憩いの場としての身近な公園の適切な維持管理に努めるとともに、スポーツ観光の拠点施設でもある総合運動施設の都市公園としての整備に取り組み、ランニング・ウォーキングをはじめとする新たな利用者ニーズへの対応と併せ、交流人口の増加にも寄与する地域資源としての機能強化を進めます。

また、四季を通じて、豊かな自然とふれあうことができる首都圏自然歩道の機能確保に引き続き努めます。

さらに、主要国道等の美化花壇の植栽等を実施するとともに、これを活用したスポーツイベントを開催し、緑あふれる花のまちとしての情報発信を行います。

- 公園・緑地の整備
- 首都圏自然歩道の維持管理
- 国道等美化花壇の整備

環境衛生対策の充実

分別排出の徹底やごみの減量化・資源化に努めることを基本として、中長期的視野のもと、資源循環型社会の構築を目指します。

その中でも、安房郡市広域市町村圏事務組合が主体となって推進するごみ処理広域化事業に関しては、収集から処理に関する廃棄物等の流れが一新される事業であることから、十分な検討協議に加え、市民や事業者への周知等に取り組みます。

また、し尿や汚泥の安定的な収集・処理を将来にわたって確保するため、衛生センターの基幹的設備の改良に引き続き取り組み、施設の長寿命化とともに環境にやさしく経済的な処理体制の整備を図ります。

加えて、衛生的な環境を将来にわたって保全していくため、広域的に運用する火葬場の円滑な運営についても、確実かつ適正に維持していきます。


- ごみ処理体制の確立と関連する収集・処理・処分施設の整備充実
- ごみの減量化、再資源化の推進
- し尿及び浄化槽汚泥の計画収集、施設の整備及び適正な維持管理
- 火葬場の整備充実
- 公衆衛生対策の充実

消防・防災対策の充実

今後、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることから、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、津波避難タワーの整備や防災行政無線子局の増設等をはじめとするハード整備に加えて、市民の意識啓発や有事における避難等の迅速性・確実性を向上させる住民参加型の避難訓練や防災に関する出前講習等のソフト対策を、関係機関との連携のもと継続的に実施し、災害発生時における被害の最小化を図ります。

また、災害発生直後における初期対応の充実を図るため、関係機関との連携を平時から密にするとともに、災害用備蓄資機材等の確実な備蓄や、共助の基盤となる自主防災組織の育成を図ります。

また、広域的な消防・救急体制の更なる充実と併せて、消防団員の活動環境の整備、消防団の持続可能なあり方の検討など、災害発生時に適切に対応できる動員体制を確保するとともに、治山・治水対策の計画的な実施を進め、災害に対して強靭性を持った地域づくりを推進します。


- 
- 防災対策の強化
 - 高潮・津波・水害対策の推進
 - 土砂災害対策の推進
 - 広域的な常備消防・救急体制及び施設・設備の充実
 - 消防団活動の環境整備及び消防施設・設備の計画的整備

交通安全・防犯対策の充実

交通安全対策として、ガードレールやカーブミラーをはじめとする交通安全施設等の危険箇所への整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図るため、警察や交通安全協会、高齢者福祉団体等との連携のもと、高齢者等の交通安全対策の充実を図るなど、交通事故の発生を未然に防止するための取組みを強化します。

また、犯罪対策として、警察や地域防犯団体等との連携のもと、防犯教育や啓発活動を推進するとともに、防犯灯の適正配置とLED化を進め、市民ぐるみでの安全・安心なまちづくりを推進します。


さらに、適切な管理が行われていない空き家に関して、その将来的な活用も視野に情報収集を行うとともに、生活環境に深刻な影響を及ぼすものについては、行政指導等の必要な措置を講じます。

- 
- 交通安全対策の推進
 - 防犯対策の推進
 - 空き家対策の推進

消費者対策の充実

生活していく上で欠かすことのできない消費活動において、安心・安全な環境を整備するため、商品の品質表示等の監視体制の強化を図るとともに、多様化する相談内容に適切に対応するため、国・県等との連携のもと、身近な相談体制の充実を図ります。

また、消費者情報パンフレットの公共施設での配布や広報誌への記事掲載、消費生活に関する無料相談などの取組みを通して、消費者被害を未然に防止するための情報提供・啓発活動に取り組みます。

- 
- 消費生活の安定と充実
 - 消費生活相談の充実及び情報の提供

3 活気あふれ人が集う産業のまち

農林業の振興

農業については、農業生産基盤整備や日本型直接支払制度の活用による営農基盤の継続的な整備により生産性の向上等を図るとともに、耕作放棄地の解消や農家の後継者不足への対応として、有害鳥獣対策事業の強化と併せ、地域の主要な担い手への農地の集積・集約化を進め、本市の農業の競争力の維持・強化を図ります。

また、農商工連携や6次産業化を進め、本市が誇る高品質な農産物のブランド力と付加価値の向上を進めるとともに、都市部小中学校の体験学習の場などとして需要が拡大している農家民泊事業を積極的に支援し、農家の所得向上を促進します。

畜産業においては、徹底した家畜衛生対策と経営支援により、安全かつ優良な生産を支えるとともに、稲WC S生産をはじめとする耕畜連携を積極的に促進し、農業と畜産業の共栄を目指します。

林業については、森林が有する多面的機能の持続的発揮が可能となるよう、国・県との連携をとりながら森林の適切な保全・育成を図り、森林空間の総合的な利用に努めます。

また、大山千枚田をはじめとした棚田などの景観や、地域の農的魅力を最大限に発揮し、これを都市農村交流や本市への移住の拡大に結び付けていくため、みんなみの里や棚田倶楽部、ふるさと帰郷支援センターといった中核施設の機能強化を進めるとともに、新たな地域資源の発掘・育成を促進します。

- 持続的発展が可能な営農環境の創出
- 農産物の高付加価値化と販売促進
- 農業生産基盤の整備
- 有害鳥獣対策の強化
- 農業の多面的機能の発揮の促進
- 都市農村交流等の促進
- 畜産経営の安定化
- 森林の保全と活用

水産業の振興

漁業生産の基盤となる漁港の安定稼働を図るため、市営漁港の機能保全計画を策定し、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減を進めます。

また、漁業の持続的発展を図るため、関係機関等との連携により新規漁業従事者の発掘・育成に向けた取組みを進めるとともに、種苗放流等の栽培漁業の更なる促進により、水産資源の適切な管理に努め、安定した陸揚量の確保と商品供給を図ります。

さらに、漁業経営の安定性と所得の向上を実現するため、水産物の高付加価値化と販売促進を図り、水産業の中心を担う漁業協同組合の経営基盤の安定・強化を推進します。

- 水産業の持続的発展が可能な環境の創出
- 水産物の高付加価値化と販売促進
- 漁業生産基盤の整備

商工業の振興

地域に身近で生活に密着したサービス・機能を提供し、重要な雇用の受け皿ともなっている市内の中小企業・中小店舗の経営の安定化を図り、市内において多様な消費ニーズを満たすことができる環境を創出するため、これらの事業者による経営資金の確保を支援するとともに、農林漁業者との農商工連携等を進め、本市の強みである農林水産物を活かした付加価値の高いブランド、新製品の開発と販路拡大を促進します。

また、企業の新規立地や既存企業の事業拡大等に支援を行うとともに、関係機関・団体との連携のもと、経営指導や制度資金の活用、産業間交流の促進等を図り、地域における就業機会の拡充と地域経済の更なる発展を図ります。

- 指導団体の育成・強化
- 中小商工業者の経営支援の推進
- 企業立地と雇用の拡大の促進
- 農商工連携、経済交流と販路拡大の促進

観光・リゾートの振興

戦略的な観光まちづくりに向け、新たな観光振興基本計画の策定を進めます。また、道の駅等をはじめとする既存の施設の一層の魅力化を図るとともに、街路灯の更新や観光トイレ、駐車場の整備なども継続的に実施していきます。

新たな魅力づくりでは、海辺の魅力づくり事業への取組みのほか、メディカル・ヘルストーリズムやプロ野球キャンプ地としての知名度や充実したスポーツ施設を活用したスポーツツーリズムなど、本市の強みを活かした新たな観光・交流資源の開発などにも取り組んでいきます。

また、「産学民官」連携により設置された「鴨川市観光プラットフォーム推進協議会」を推進組織として、「心と身体が満たされる癒しのリゾート鴨川」をコンセプトとする地域ブランディングや体系的な情報発信を行うとともに、旅行者の利便性の向上を図るため、観光の総合窓口としての機能も充実させていきます。

なお、これらの推進に向けては、城西国際大学観光学部存在は欠かすことができません。観光振興基本計画づくりや、人材育成、あるいは新たな観光魅力の創造など、様々な場面で連携を深めていきます。

- 観光振興施策全般の総合的な推進
- 観光・交流資源の整備充実
- 観光イベント等の充実
- 受入れ体制の強化
- 地域イメージの確立及び観光関連情報の体系的な発信
- インバウンドの推進
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致

医療・福祉産業の振興

医療・福祉関連の既存の産業集積を活かし、これを新たな雇用の創出や所得の向上、本市への移住の促進などに結び付けていくため、鴨川版C C R C構想を策定し、施設立地に向けてこれを推進していきます。

また、今後、高齢化の進展に加えて、移住・定住関連施策の推進による医療需要の増加も見込まれることから、将来的に不足することが見込まれる看護師等の専門的人材の確保を促進し、地域における質の高い医療サービスの確保と、産業の中核となる病院施設等の持続的発展を図ります。

加えて、医療によっても選ばれ続ける地域を実現するため、近隣市町の行政・医療福祉事業の関係者が、情報ネットワーク等の活用により利用者支援に必要な情報を共有する仕組みづくりについても検討を進め、効率的かつ切れ目のない、包括的な医療・福祉サービスの提供を図るなど、地域間での競争力の強化を図ります。

- 医療・福祉分野における雇用・サービスの提供の場の拡充
- 医療・福祉分野における人材の確保
- 医療・福祉関連産業の地域間競争力の強化

雇用対策の推進

鴨川市ふるさとハローワークを中核として、職を求める市民が、市内はもちろんのこと、全国から寄せられる多くの就職情報の中から、その多様なニーズに合致した情報を取得し、きめ細やかな相談が受けられる体制を確保します。

また、地域において選択可能な職種と雇用機会の拡大を図るため、市外からの新たな企業の立地とともに、市内の既存企業による事業拡大、新規事業への進出、さらには市民の雇用を支援します。

加えて、少子高齢化や人口減少といった課題への対応から、若年層の就職を支援し、アクティブに働き続けることを希望する高齢者の就労の場を確保するため、関係機関との連携を図りながら、特定の層を対象とした就職相談会の開催など、就職情報のより積極的な収集・提供に努めます。

- 雇用相談の充実
- 多様なニーズに即したきめ細かな就労情報の提供
- 企業立地と雇用の拡大の促進（再掲）

4 とともに学び未来を育む教育文化のまち

学校教育の充実

これからの学校教育においては、0歳から15歳までの子どもの発達の特徴を理解し、一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育（保幼小中一貫教育）の推進に重点的に取り組みます。また、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築に努めます。

幼児教育については、その後の連続した育ちを見据え、幼児期にふさわしい豊かな活動を多様に実践します。加えて、個に応じた指導・支援ができるよう、特別支援教育の充実と体制整備を進めます。

義務教育については、小中一貫教育を基軸に、保育園、幼稚園からの子どもたちの連続した育ちを見据えた一貫した教育のあり方を追求します。加えて、国際化、情報化などの課題に対応した英語教育、情報教育を一層推進します。

学校給食では、成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食を提供し、子どもたちの体力向上、心身の健全育成に努めるとともに、アレルギー対策にも積極的に取り組んでいきます。

また、地域への有用な人材の定着を図るため、高等学校、大学及び地域社会との連携強化を促進します。

- 教育施策全般の総合的な推進
- 幼児教育の充実
- 義務教育の充実
- 教育環境の充実
- 市内大学への入学の奨励

生涯学習の充実

家庭や地域での子どもの体験教室や職場体験学習、生活を豊かにする社会教育活動を通じて、市民が趣味やスポーツなどに親しみ、様々な問題解決や自己の希望の実現に向け、いきいきと学ぶことのできる「市民一人ひとりが輝く生涯学習のまちづくり」を進めます。

また、生涯学習を学ぶ市民に、一方的・固定的に学習活動を進めるのではなく、市民同士がお互い尊重し合い、教え合い、学び合う生涯学習活動の充実を図ります。

さらに、市内に関係施設がある大学との連携により、大学の持つ知的財産を市民に還元し、学習機会の拡充を図るとともに、市民が各地域の自然や歴史、文化などを活かし、趣味や地域学習などを通じて、お互いに交流し、活動する魅力あるコミュニティづくりを促進します。

図書館においては、生涯読書推進計画に基づき、多様な市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。また、遠隔地利用者の利便性向上のため、公民館図書館分室の機能強化など、学習環境の整備を図ります。

- 多彩な学習活動の促進
- 社会教育関連施設の整備充実
- 読書・学習環境の充実

青少年の健全育成

次代を担う青少年が、自らの能力や個性を十分に発揮するとともに、地域づくりの担い手として健全に育成されるよう、学校、家庭、地域、警察などの関係機関との連携を強化し、健全な社会環境づくりに向けた各種活動を推進します。

また、青少年の健全育成を図るため、体験・交流活動や社会活動への参加機会の拡充、さらには地域活動の強化や指導者の育成に努め、地域全体で青少年を支え育てるための仕組みづくりを進めます。

- 啓発活動の推進
- 青少年育成団体活動の活性化及び地域との連携強化

文化の振興

市民一人ひとりがふるさとの文化や歴史、芸術を理解し、郷土愛と誇りを持って、心豊かな生活を送ることができるよう、貴重な文化財の保護・保全に努め、市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。

また、文化芸術活動の拠点となる新たな市民ギャラリー、多目的施設の整備を図るとともに、潜在的な文化資源の掘り起こしをさらに進め、これらの資源を有効に活用した地域活性化策を推進します。

- 文化・芸術の振興
- 文化施設の整備充実
- 歴史・文化の保全と活用

スポーツの振興

市民一人ひとりが、各自の適正や技量に応じて、安全かつ自主的にスポーツを楽しみ、支える環境づくりを目指し、総合運動施設や社会体育施設などのスポーツ・レクリエーション施設の整備を計画的に進め、市民の積極的な施設活用とスポーツイベントへの参加を促進します。

また、これら充実した運動施設に加え、スポーツに適した気候、豊かな自然環境など、本市の魅力を最大限に活用することで、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会のほか、プロスポーツ関連のイベント・合宿誘致に努め、競技スポーツの普及と交流人口の拡大を促進し、「スポーツ観光交流都市・鴨川」の発展を目指します。

- スポーツ施設の整備充実
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連合宿等の誘致
- 市民スポーツの振興
- 千葉ロッテマリーンズのキャンプ等の誘致(再掲)

国際交流・地域間交流の推進

マニトワック市等との国際交流を推進するとともに、国際交流員や国際交流協会等との連携のもと、在住外国人や外国人訪問客に喜ばれる多文化共生の地域づくりを進めます。

また、国際交流協会等の活動を支援するとともに、その組織強化を図ります。

さらに、豊富な地域資源を活用しながら、山梨県南巨摩郡身延町、東京都荒川区や埼玉県さいたま市をはじめとする姉妹都市、友好都市等との多様な交流活動を市民と一体となって推進します。

- 国際姉妹都市との交流の促進
- 多文化共生の推進
- 国際化の推進
- 国内姉妹都市等との交流の促進

5 一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

保健・医療の充実

第2期健康福祉推進計画に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割の中で、市民の健康意識の醸成を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等との連携により、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、一人ひとりの、さらには地域社会でのつながりやすささえあいによる健康づくりを促進します。

また、民間医療機関との連携による市民の健康の保持増進、地域医療環境の充実を図るとともに、生活習慣病の予防活動と多様な主体による健康づくりに資する社会環境の整備に取り組み、健康長寿のまちの実現を目指します。

なお、市立国保病院については、地域において施設が担う役割と建物の耐震診断の結果を踏まえ、今後のあり方を定めていきます。

- 健康福祉施策全般の総合的な推進
- 保健サービスの充実
- 地域における健康づくり組織の育成・支援
- 地域医療環境の充実
- 市立国保病院の充実
- 医療・福祉分野における人材の確保（再掲）
- 保健・医療等に関する情報ネットワークの構築

地域福祉の充実

今後、2025年問題等をはじめ、高齢者人口及び要介護者の増加への更なる対応が必要となることから、平成28年度を計画初年度とする第2期健康福祉推進計画を基本として、市民の地域福祉に対する理解を深め、東日本大震災を尊い教訓とした、ささえあいの意識を醸成していくため、福祉教育などを通じた意識啓発を進めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア団体をはじめとした多様な活動主体による支援機能が有効に発揮できるよう、保健・医療・福祉・介護が連携し、ささえあいのある地域づくりと、地域包括ケアシステムの一層の充実に努め、地域福祉を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、社会福祉協議会を通じて、福祉関係団体や福祉ボランティア団体等の自主的な活動を支援するとともに、市民が福祉活動に参加しやすい仕組みづくりを進め、ボランティア等の地域福祉の担い手の確保・充実を図ります。

- ふれあい・ささえあいのネットワークの形成

子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を地域でささえあい、見守りながら、子どもの健やかな成長を支援していくための取組みを総合的に進めます。このため、保育サービスの充実や教育・保育の環境整備、身近な地域での子育て支援の充実、多様な子育て家庭への経済的支援など、多面的な取組みを推進します。また、子育てに対する負担感や不安の解消のための相談・対応の充実を図ります。

学童保育では、運営団体へ補助金を交付するとともに、設備運営基準に基づく支援に取り組みます。

- 子ども・子育て支援施策全般の総合的な推進
- 教育・保育サービスの充実
- 地域子育て支援の充実
- 子育て家庭への経済的支援の推進

高齢者施策の充実

全ての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センター・福祉総合相談センターを中核機関として、市民・行政・関係機関等の連携を強化し、地域包括ケア体制の更なる充実を図ります。

介護保険においては、制度の円滑な運営のため、サービス従事者の質の向上、介護人材の確保と育成支援及び給付の適正化に努めるとともに、介護保険利用者が適切で質の高いサービスを安心して利用することができる地域密着型サービスの充実と、介護予防事業に取り組みます。

また、本市におけるひとり暮らし高齢者の増加に対応するため、社会福祉協議会との連携による見守り体制の強化を進め、社会的孤立や不安の解消に努めるとともに、必要に応じたサービスを受けることができる仕組みのより一層の充実を図ります。

さらに、高齢者の生きがいのある生活づくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター等との連携により、就労や地域活動、ボランティア活動など地域貢献と活躍の場の提供に努め、高齢者の社会参加と交流を促進します。

- 高齢者福祉等施策全般の総合的な推進
- 介護保険事業の円滑な運営・推進
- 高齢者保健・福祉・介護関連施設整備の充実
- ひとり暮らし高齢者の支援
- 高齢者の生きがいづくり活動の促進
- 敬老事業の促進

障害者施策の充実

障害者基本計画・障害福祉計画で掲げる基本理念「手をとりあって ともに暮らす いきいきかみがわ」の実現のため、啓発・交流活動等を通じて障害者に対する理解と共感を深めるとともに、障害者総合支援法を中心とした福祉サービス等の更なる充実を進めます。

また、障害者の高齢化に対応するため、高齢の障害者、高齢の親を持つ障害者に対して関係機関と連携を図りながら適切なサービス提供に努めるとともに、障害者の社会参加と自立を支援する場である福祉作業所については、そのサービス提供体制等の更なる充実を検討します。併せて、障害児が身近な場で療育等の支援が受けられる児童発達支援センター等の誘致に努めます。

加えて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に係るキャンプ合宿招致への取組みを契機として、バリアフリー対応施設の充実や新たな交流の創出による市民の意識啓発活動等に努め、障害の有無に関わらず相互理解が深い、ソーシャルインクルージョンが実現した社会を目指します。

- 障害者関連施策全般の総合的な推進
- 総合相談・指導體制の整備
- 障害者を対象とした保健・医療・福祉サービスの充実
- 障害者の社会参加の促進
- バリアフリーのまちづくりの推進
- 障害児の発達支援の充実

社会保障の充実

〔低所得者福祉〕

様々な問題から生活困窮となっている世帯の早期支援を図るため、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、地域の見守り・ささえあいの体制の更なる充実を図るとともに、経済的・社会的な自立に結び付く相談支援に努めます。

また、生活保護行政の推進に当たっては、相談窓口において、相談者の状況を的確に把握するとともに、被保護世帯については、日常生活や病状等の生活環境に合わせて自立を促すなど、公平公正な制度の運用に努めます。

〔医療保険等〕

国民健康保険事業の運営の健全性を高めるため、被保険者の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくり、ジェネリック医薬品への利用の転換を促進するとともに、新たな医療制度への円滑な対応を進めます。

後期高齢者医療保険については、被保険者が、高齢者の特性に応じた適正な医療を安心して受けることができ、健康の保持と生活の質の確保・向上につながるよう、運営主体である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、現行制度の業務を円滑に進めていくとともに、医療費の適正化を図ります。

国民年金については、制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、受給権の確保に資するため、積極的な周知を図ります。

- 低所得者に対する各種支援制度の周知及び適正運用
- 医療費の適正化と健康増進施策の充実
- 各種医療給付事業の周知及び適正運用

6 みんなが主役となる協働・自立のまち

地域コミュニティの維持・強化の促進

市民が様々な活動を自主的に展開することで、人がいきいきと輝く地域づくりを推進するため、既存の自治組織等の活性化を図るとともに、未組織地域等における新たな組織のあり方を検討し、この組織化を進めます。また、これらに併せ、身近な活動拠点となる地域コミュニティ施設の整備充実のほか、自主管理及び運営の促進を図ります。

結婚への支援については、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供することに加え、結婚が成立するまでの支援を行います。

また、過疎地域においては、集落機能の維持、さらにはその持続的発展に向けた住民主体の新たな取組みを積極的に支援し、地域の自立と活性化を図ります。

- 自治組織の強化
- 地域コミュニティ施設の充実
- 結婚支援の充実
- 過疎地域における活性化施策の総合的な推進

多様な主体の連携による協働のまちづくりの推進

市民の参画と協働によるまちづくりをより一層推進するため、広報誌や市ホームページなどの更なる充実を図るとともに、SNSや市ホームページCMSなどの活用による広報・広聴機会の充実を図り、もって市民と行政とのパートナーシップの強化を図ります。

また、地方分権が進展する中、社会状況の変化に伴う様々な課題を解決するため、円滑な情報公開を推進するとともに、さまざまな機会を通じてまちづくりに関わる情報の提供や意識啓発に努めるほか、市民をはじめNPO法人などの市民活動団体、市内に立地する大学などとの連携により、協働のまちづくりを進めます。

- 広報・広聴活動の推進
- 情報発信・交流の推進
- 情報公開・個人情報保護の推進
- 行政協力体制の整備
- 市民活動の支援
- 民間団体による公益的活動への支援
- 大学との連携

男女共同参画社会の形成

新たな男女共同参画計画に即し、市民一人ひとりが性別に関係なくお互いを認め合い、尊重し、ともに助け合う男女共同参画社会の実現に向け、啓発セミナーの開催など市民意識の醸成をはじめとした関係施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、DV被害者に対しては、被害者の立場に立った相談から自立までの切れ目のない支援を充実していくため、関係機関との連携による被害者の避難の支援、一時的な避難場所の確保及び心身ケアなどに取り組んでいきます。

- 男女共同参画施策の総合的な推進
- 男女共同参画に関する市民啓発の推進
- DV被害者の相談・支援の推進

効率的な自治体経営の推進

安定した財政基盤の確立に向け、民間的視点による経営改革に関する指針のもと、限られた人材、財政的資源を効果的に活用し、行政運営の効率化をはじめ、人事評価制度の導入、公会計の整備、新たな自主財源の確保などを積極的に進めます。

加えて、公共施設等の総合管理により、将来生じる改修・更新に係る投資額を予想し、次世代に引き継ぐことができる公共施設の運営方針のあり方を示していきます。

また、学校跡地をはじめとする遊休施設については、今後新たに生じる行政需要への対応など、多様化する市民ニーズ、将来のまちづくりへの備えなどを考慮して、中長期的な視野に立った効果的な活用を検討します。

さらに、市民のライフスタイルの多様化と今後一層進展する高齢化に対応するため、マイナンバー制度の活用により、行政のサービスをより身近に受けられる環境の整備を進めるとともに、情報セキュリティの一層の強化を図り、情報漏えいの防止に努めます。

- 計画的・効率的な財政運営の推進
- ファシリティマネジメントの推進
- コンビニを活用した市民サービスの向上
- ふるさと納税の推進
- 財務諸表の作成と財務分析
- 新たな財源の確保
- 人材管理の適正化の推進
- 人材育成の推進
- 行政改革及び健全な財政運営の推進
- 行政評価の実施
- 情報セキュリティ(安全・保護)対策の推進



KAMOGAWA



©鴨川市 2010